

さいいじょう りょういくてちょう こうふ しんせい かた 18歳以上ではじめて療育手帳の交付を申請する方へ

おおさかふしやう しゅじりつそうだんしえんせんたー
大阪府障がい者自立相談支援センター

おおさかふ おおさかふりょういくてちょう かん きそく もと ちてきしやう かた りょういくてちょう こうふ
大阪府では、大阪府療育手帳に関する規則に基づき、知的障がいのある方に療育手帳を交付していま
す。ちてきしやう ちてききのう しやう はったつき さい にちじやうせいかつ ししやう
知的障がいは「知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が
生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるもの」（こうせいろうどうしやう ちてきしやうがいし しや
基礎調査より）とされています。そのため、さいいじょう りょういくてちょう こうふ しんせい かた
18歳以上ではじめて療育手帳の交付を申請される方につい
ては、さい ちてききのう しやう しやう げんざい いた けいぞく
18歳までに知的機能の障がいが生じ、それが現在に至るまで継続していることがわか
る、きゃっかんてき しりやう ていしゆつ ねが
客観的な資料の提出をお願いしています。

ていしゆつしりやう 提出資料について

か き しりやう どう はんていじ じさん
下記のような資料があれば、当センターでの判定時にご持参ください。
しりやう じさん しんぞく せいいいくれき しやうげん ひつやう
資料をご持参いただいたり、親族などのどなたかに生育歴について証言いただく必要があります（そ
れが整わない場合、療育手帳を交付できないこともあります）。
か き しりやう さい ちてききのう しやう しやう けいぞく
また、下記のような資料があっても、18歳までに知的機能の障がいが生じて継続していることの
しやうめい ばあい ばあい しりやう ていしゆつ ねが
証明にならない場合もあります。その場合は、ほかの資料の提出などをお願いすることもあります。

がっこう じやうたい しめ 〇学校での状態を示すもの

- せいせきひやう せいせきしやうめいしよ
・成績票、成績証明書
- がくりやく もし けっか
・学力テストや模試の結果がわかるもの
- いゆうがく がっこう なまえ そつぎやうしやうめいしよ
・入学した学校の名前がわかるもの（卒業証明書など）
- とくべつしえんがっこう とくべつしえんがっきゅう ざいせき
・特別支援学校や特別支援学級に在籍していたことがわかるもの

いりやうきかん さくせい しよるい 〇医療機関で作成された書類

- いりやうきかん じっし ちのう はったつ けんさ けっか
・これまでに医療機関で実施した知能（発達）検査の結果がわかるもの

こうてききかん さくせい しよるい 〇公的機関が作成した書類

- じどうそうだんじよ じっし ちのう はったつ けんさ けっか
・児童相談所などで実施した知能（発達）検査の結果がわかるもの
- しやうがいしゆしよくぎやう じっし しよぎやうてきせいけんさ けっか
・障害者職業センターなどで実施した職業適性検査の結果がわかるもの

大阪府障がい者自立相談支援センター療育手帳判定基準要領（一部抜粋）

1 知的障がいの定義

この要領において、「知的障がい」とは、次に掲げるすべての要件を満たすものであることとする。なお、イ中「発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ」とは、発達期に生じた知的機能の障がい、成人期以降も現在に至るまで継続していることを示す。

ア. 知的機能に障がいがあること

イ. 発達期（おおむね18歳まで）にあらわれた障がいであること

ウ. 知的機能の障がいにより日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの

2 知的障がい程度の区分の判定

(1) 障がい程度の区分の表記

知的障がい程度の判定の結果は、規則第6条第2項の区分に従い、以下のとおり表記する。

A : 障がいの程度が重度である場合

B1 : 障がいの程度が中度である場合

B2 : 障がいの程度が軽度である場合

(2) 知能指数又は発達指数の評価

標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数の評価については、次のとおりとする。

最重度 : おおむね20以下

重度 : おおむね21以上35以下

中度 : おおむね36以上50以下

軽度 : おおむね51以上75以下

(3) 社会生活を営む能力の評価

社会生活を営む能力（主に日常生活における食事、着脱衣、排泄等の動作並びに意思交換及び家事職業等の能力）については、社会生活能力調査票等に基づき、軽度、中度、重度、最重度の段階で評価する。

(4) 行動及び医療保健の評価

行動及び医療保健（強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動、睡眠障がい並びに食事及び排泄に係る不適切な行動、自分の体をたたいたり傷つけたりする行動並びに他者をたたいたり物をこわす等の行動、その他の配慮を要する行動や、てんかん及びその他の疾患など）の評価については、次のとおり4段階評価とし、行動面、医療保健面それぞれの評価のうち、重い方で代表する。

I : あまり介助及び介護を要しない

II : ある程度の介助及び介護を要する

III : 著しく介助及び介護を要する

IV : 常時特別の介助及び介護を要する

(5) 知的障がい程度の区分の判定結果

ア. 本要領「1 知的障がいの定義」に該当しないものは、非該当とする。

イ. 規則第6条第1項第1号の「判定の結果」については、上記1及び2(2)～(4)に基づいて行う。なお、標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、50以下であって、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき身体障がい者手帳を交付され、その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級、2級又は3級に該当するものは、知的障がい程度の区分をAとする。

ウ. 当所もしくは他の知的障害者更生相談所及び児童相談所において、すでに判定が行われているとき又は程度判定に足りるその他の資料があるときは、これらを総合的に判断して知的障がい程度の区分を判定しても差し支えないものとする。